# 福祉医療費助成制度のお知らせ(その1)



# 平成30年9月から

# 子ども医療費の 窓口負担無料化が 始まります

(市内の病院・薬局等のみ)

#### 窓口負担無料化の対象は?

未就学児(出生から満6歳になった日以後最初の3月31日まで(※))の医療費 ※4月1日生まれの人は前月31日まで

#### どのように変わるの?

未就学児の医療費について、窓口での支払いをせず、 その場で助成が受けられる「窓口負担無料化」(現物給付)を実施

#### 受診時は次の①②を忘れずにご持参ください(入院のときは③も持参)

電山市 福祉医療費受給資格証 (2色の証) (償還払い用) (現物給付用)

※8月下旬に助成対象者のいる世帯に送付



※入院のときは③も持参



限度額 適用認定証

(国民健康保険に加入している人のみ)

#### 【次の条件にすべて該当する場合に、窓口負担が無料になります】

- ●上記の対象年齢の未就学児で、亀山市福祉医療費の受給資格があること
- ●市内の医療機関での保険適用となる医療費であること
- ●市内の医療機関で診療を受けたときに、現物給付用の受給資格証を提示すること
- ●入院のときは、限度額適用認定証を窓口で提示すること(国民健康保険に加入している人のみ)
- ※市外または窓□負担無料化に対応していない医療機関を受診したときなど、 上記の条件に該当しない場合は、これまでどおり窓□で支払いし、後日に助成となります(償還払い)。

## ご注意ください!

予防接種や検診などの保険外診療分や、幼稚園等でのけがで「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」の災害給付の対象になるものは、子ども医療費の助成を受けられませんので、窓口での支払いが必要です。

### ご協力ください!

- ○市外へ転出などで受給者の資格を喪失した人は、 受給資格証をすみやかに返却してください。
- ▶同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「はしご 受診・重複受診」や、急病などでやむを得ない場合 以外で夜間・休日に受診する「コンビニ受診」は避 けてください。